

旧青年の家エリア整備計画検討委員会設置要綱

令和2年10月 9日

(趣旨)

第1条 松川町の滞在交流型観光や野外活動の振興に資するため、旧松川青年の家エリア（以下「エリア」という。）の活用について検討する旧青年の家エリア整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、協議し、結果を町長に報告するものとする。

- (1) エリア整備の基本コンセプトに関すること。
- (2) 既存施設（旧松川青年の家）の利用の適否に関すること。
- (3) エリア整備計画に関すること。
- (4) その他町長が意見を求める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域自治組織の推薦する者
- (2) 議会の推薦する者
- (3) 観光・飲食関連事業者
- (4) 関係団体の推薦する者
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認めた者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から令和4年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 町長は、必要に応じ、委員長の承認を得て、検討に必要な専門的な知見を有する者をアドバイザーとして出席させることができる。